

現 行 （令和2年11月13日まで）	改 正 （令和2年11月14日以降）
<p>※2020年10月30日一部更新</p> <p>E予約専用会員</p> <p>エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約</p> <p>（前略）</p> <p>第4条（管理責任者）</p> <p>1. 入会申込をする法人等または法人会員（以下、併せて「法人会員等」という。）は、法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続その他手続に関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者（以下、「管理責任者」という。）を法人会員等自身から選定し、<u>管理責任者が業務する主たる勤務地（以下、「管理責任者取扱箇所」という。）の登録電話番号（以下、「管理責任者取扱登録電話番号」という。）</u> <u>その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出るものとします。</u></p> <p>2. <u>前項</u>にかかわらず、法人会員等は、管理責任者を法人会員等自身から選定した上で、法人会員等が JCB に対する債務の支払いに関する業務や管理責任者業務等を委託することについて両社の承認を得た第三者（以下、「業務受託者」という。）から管理責任者同等の任にあたる担当者（以下、「契約</p>	<p>E予約専用会員</p> <p>エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約</p> <p>（前略）</p> <p>第4条（管理責任者）</p> <p>1. 入会申込をする法人等または法人会員（以下、併せて「法人会員等」という。）は、法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続その他手続に関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者（以下、「管理責任者」という。）を法人会員等自身から選定し、<u>管理責任者に対して、自己のためにエクスプレス・カード（E予約専用）に関する取引の任にあたることを委任するものとします。</u></p> <p>2. <u>法人会員等は、管理責任者が業務する主たる勤務地（以下、「管理責任者取扱箇所」という。）の登録電話番号（以下、「管理責任者取扱登録電話番号」という。）</u> <u>その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出るものとします。</u></p> <p>3. <u>第1項</u>にかかわらず、法人会員等は、管理責任者を法人会員等自身から選定した上で、法人会員等が JCB に対する債務の支払いに関する業務や管理責任者業務等を委託することについて両社の承認を得た第三者（以下、「業務受託者」という。）から<u>管理責任者の指揮監督のもとで</u>管理責任</p>

事務責任者」という。)を選定し、契約事務責任者が業務する主たる勤務地その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出ることができるものとします

(なお、本規約(本条第4項を除く。)ならびにその付則および特約等において、契約事務責任者は管理責任者に含まれ、かつ、「管理責任者取扱箇所」「管理責任者取扱登録電話番号」には契約事務責任者にかかるものを含むものとする。)。この場合、法人会員等は、両社所定の申込書に必要事項を記載し、両社が求める書類等を添えて両社に届け出るものとします。

3. 両社は、前項の届出を受けた場合、法人会員等が業務受託者に授与する権限の内容、法人会員等と業務受託者の契約内容等についての確認・調査を行い、適法性・必要性・相当性を判断のうえ選定の可否を決定することができるものとします。
4. 契約事務責任者は、本規約等に定める管理責任者の業務を単独で行うことができるものとします。ただし、契約事務責任者が、管理責任者、契約事務責任者、退会手続、およびその他両社所定の手続を行う場合は、管理責任者と共同で行うものとします。
5. 法人会員等は、カード使用者の申請を希望する場合、管理責任者を通じて手続を行うものとします。この場合、法人会員等は、管理責任者をして、両社所定の申請書に、両社の指示に基づき、管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。
6. 法人会員等は、管理責任者が、次に定める行為に関し、法人会員等を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ない

者同等の任にあたる担当者(以下、「契約事務責任者」という。)を選定することができるものとします。この場合、法人会員等は、両社が定める申込書に契約事務責任者が業務する主たる勤務地その他両社所定の必要事項を記載し、両社が求める書類等と合わせて両社に届け出るものとします。

なお、本規約(第1項、第2項、本項および本条第5項を除く。)ならびにその付則および特約等においては、特に定めのない限り、契約事務責任者は管理責任者に含まれ、かつ、「管理責任者取扱箇所」「管理責任者取扱登録電話番号」には契約事務責任者にかかるものを含むものとします。

4. 両社は、前項の届出を受けた場合、法人会員等が業務受託者に授与する権限の内容、法人会員等と業務受託者の契約内容等についての確認・調査を行い、適法性、必要性・相当性を判断のうえ選定の可否を決定することができるものとします。
5. 契約事務責任者は、管理責任者の指揮監督のもとで、本規約等に定める管理責任者の業務を単独で行うことができるものとします。ただし、契約事務責任者が、管理責任者・契約事務責任者の登録および変更、退会手続、ならびにその他両社所定の手続を行う場合は、管理責任者と共同で行うものとします。
6. 法人会員等は、カード使用者の申請を希望する場合、管理責任者を通じて手続を行うものとします。この場合、法人会員等は、管理責任者をして、両社所定の申請書に、両社の指示に基づき、管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。
7. 法人会員等は、管理責任者が、次に定める行為に関し、法人会員等を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ない

ものとしします。

- (1) カード使用者に関する申請（諸届出、退会手続等）その他の諸手続の申請、本規約等その他の契約事項の承認、および両社との連絡調整
- (2) 前号のほか、両社所定の事項
- (3) 前各号に関連する事項

7. 管理責任者は、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うものとしします。また、法人会員等は、本代理権をカード使用者に授与するにあたり、管理責任者がカード使用者に対して本規約等を周知徹底すること、ならびに貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとしします。

8. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員等は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとしします。

(以下略)

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約

(前略)

第6条の2（カード使用者の問い合わせ窓口）

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等

ものとしします。

- (1) カード使用者に関する申請（諸届出、退会手続等）その他の諸手続の申請、本規約等その他の契約事項の承認、および両社との連絡調整
- (2) 前号のほか、両社所定の事項
- (3) 前各号に関連する事項

8. 管理責任者は、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うものとしします。また、法人会員等は、本代理権をカード使用者に授与するにあたり、管理責任者がカード使用者に対して本規約等を周知徹底すること、ならびに貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとしします。

9. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員等は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとしします。

(以下略)

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約

(前略)

第6条の2（カード使用者の問い合わせ窓口）

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等

は、当社 HP 上等に掲示する。

(中略)

5. カスタマーセンターでは、法人会員等が、実務担当者から連絡を受けた場合、両社が別に定める方法で実務担当者を確認するものとし、確認が取れた場合は「実務担当者」として対応するものとする。

(中略)

第9条 (事前申込サービス)

1. 本サービスの乗車券類は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日（以下「発売開始日」という。）の前に購入の申込（以下「事前申込」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあります。また、発売開始日あたりの事前申込の件数には限りがあります。

2. 当社は、カード使用者が事前申込を行った場合、申込操作完了後の画面上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。

3. 当社は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 10 時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前 10 時以降順次、手続きを行うものとします。申込が成立したか否かの回答の通知は、第6条に基づき電子メール送信により行います。

(注) 事前申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、申込が成立したか否かの回答の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。

は、当社 HP 上等に掲示する。

(中略)

5. カスタマーセンターでは、実務担当者から連絡を受けた場合、両社が別に定める方法で実務担当者であることを確認するものとし、その確認が取れた場合は「実務担当者」として対応するものとする。

(中略)

第9条 (事前申込サービス)

1. 本サービスの乗車券類は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日（以下「発売開始日」という。）の前に購入の申込（以下「事前申込」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあります。また、発売開始日 および列車あたりの事前申込の件数には限りがあります。

2. 当社は、カード使用者が事前申込を行った場合、申込操作完了後の画面上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。

3. 当社は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前 8 時以降順次、手続きを行うものとします。申込が成立したか否かの回答の通知は、第6条に基づき電子メール送信により行います。

(注) 事前申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、申込が成立したか否かの回答の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。

5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は締結されます。なお、発売開始日当日中に当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

6. 事前申込の取消は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 10 時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

(以下略)

改定日 令和2年 3月 21日

E 予約専用W会員

エクスプレス・カード（E 予約専用W）会員規約

(前略)

第4条（管理責任者）

1. 入会申込をする法人等または法人会員（以下、併せて「法人会員等」という。）は、法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続その他手続に関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者（以下、「管理責任者」という。）を法人会員等自身から選定し、管理責任者 が業務する主たる勤務地（以下、「管理責任者取扱箇所」という。）の登録電話番号（以下、「管理責任者取扱登録電話番号」という。）その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出るものとします。

5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は締結されます。なお、発売開始日当日中に当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

6. 事前申込の取消は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

(以下略)

改定日 令和2年 11月 14日

E 予約専用W会員

エクスプレス・カード（E 予約専用W）会員規約

(前略)

第4条（管理責任者）

1. 入会申込をする法人等または法人会員（以下、併せて「法人会員等」という。）は、法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続その他手続に関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者（以下、「管理責任者」という。）を法人会員等自身から選定し、管理責任者 に対して、自己のためにエクスプレス・カード（E 予約専用W）に関する取引の任にあたることを委任するものとします。

2. 法人会員等は、管理責任者が業務する主たる勤務地（以下、「管理責任

2. 前項にかかわらず、法人会員等は、管理責任者を法人会員等自身から選定した上で、法人会員等が JCB に対する債務の支払いに関する業務や管理責任者業務等を委託することについて両社の承認を得た第三者（以下、「業務受託者」という。）から管理責任者同等の任にあたる担当者（以下、「契約事務責任者」という。）を選定し、契約事務責任者が業務する主たる勤務地その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出ることができるものとします

（なお、本規約（本条第4項を除く。）ならびにその付則および特約等において、契約事務責任者は管理責任者に含まれ、かつ、「管理責任者取扱箇所」「管理責任者取扱登録電話番号」には契約事務責任者にかかるものを含むものとする。）。この場合、法人会員等は、両社所定の申込書に必要事項を記載し、両社が求める書類等を添えて両社に届け出るものとします。

3. 両社は、前項の届出を受けた場合、法人会員等が業務受託者に授与する権限の内容、法人会員等と業務受託者の契約内容等についての確認・調査を行い、適法性・必要性・相当性を判断のうえ選定の可否を決定することができるものとします。

4. 契約事務責任者は、本規約等に定める管理責任者の業務を単独で行うことができるものとします。ただし、契約事務責任者が、管理責任者、契約事務責任者、退会手続、およびその他両社所定の手続を行う場合は、管理責任者と共同で行うものとします。

者取扱箇所」という。）の登録電話番号（以下、「管理責任者取扱登録電話番号」という。）その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出るものとします。

3. 第1項にかかわらず、法人会員等は、管理責任者を法人会員等自身から選定した上で、法人会員等が JCB に対する債務の支払いに関する業務や管理責任者業務等を委託することについて両社の承認を得た第三者（以下、「業務受託者」という。）から管理責任者の指揮監督のもとで管理責任者同等の任にあたる担当者（以下、「契約事務責任者」という。）を選定することができるものとします。この場合、法人会員等は、両社が定める申込書に契約事務責任者が業務する主たる勤務地その他両社所定の必要事項を記載し、両社が求める書類等と合わせて両社に届け出るものとします。

なお、本規約（第1項、第2項、本項および本条第5項を除く。）ならびにその付則および特約等においては、特に定めのない限り、契約事務責任者は管理責任者に含まれ、かつ、「管理責任者取扱箇所」「管理責任者取扱登録電話番号」には契約事務責任者にかかるものを含むものとします。

4. 両社は、前項の届出を受けた場合、法人会員等が業務受託者に授与する権限の内容、法人会員等と業務受託者の契約内容等についての確認・調査を行い、適法性、必要性・相当性を判断のうえ選定の可否を決定することができるものとします。

5. 契約事務責任者は、管理責任者の指揮監督のもとで、本規約等に定める管理責任者の業務を単独で行うことができるものとします。ただし、契約事務責任者が、管理責任者・契約事務責任者の登録および変更、退会手続、ならびにその他両社所定の手続を行う場合は、管理責任者と共同で行うものとします。

5. 法人会員等は、カード使用者の申請を希望する場合、管理責任者を通じて手続を行うものとします。この場合、法人会員等は、管理責任者をして、両社所定の申請書に、両社の指示に基づき、管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。

6. 法人会員等は、管理責任者が、次に定める行為に関し、法人会員等を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとします。

(1) カード使用者に関する申請（諸届出、退会手続等）その他の諸手続の申請、本規約等その他の契約事項の承認、および両社との連絡調整

(2) 前号のほか、両社所定の事項

(3) 前各号に関連する事項

7. 管理責任者は、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うものとします。また、法人会員等は、本代理権をカード使用者に授与するにあたり、管理責任者がカード使用者に対して本規約等を周知徹底すること、ならびに貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとします。

8. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員等は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。

(以下略)

6. 法人会員等は、カード使用者の申請を希望する場合、管理責任者を通じて手続を行うものとします。この場合、法人会員等は、管理責任者をして、両社所定の申請書に、両社の指示に基づき、管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。

7. 法人会員等は、管理責任者が、次に定める行為に関し、法人会員等を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとします。

(1) カード使用者に関する申請（諸届出、退会手続等）その他の諸手続の申請、本規約等その他の契約事項の承認、および両社との連絡調整

(2) 前号のほか、両社所定の事項

(3) 前各号に関連する事項

8. 管理責任者は、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うものとします。また、法人会員等は、本代理権をカード使用者に授与するにあたり、管理責任者がカード使用者に対して本規約等を周知徹底すること、ならびに貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとします。

9. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員等は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。

(以下略)

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約

（前略）

第6条の2（カード使用者の問い合わせ窓口）

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、EXサポートダイヤルにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、エクスプレス予約HP上等に掲示する。

（中略）

4. EXサポートダイヤルでは、法人会員等が、実務担当者から連絡を受けた場合、両社が別に定める方法で実務担当者を確認するものとし、確認が取れた場合は「実務担当者」として対応するものとする。

（中略）

第9条（事前申込サービス）

1. 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める期間において、旅客営業規則に定める発売日（以下、「発売開始日」という。）の前に購入の申込（以下、「事前申込」という。）を行うことができるものとする。ただし、当社が必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがある。また発売開始日あたりの事前申込の件数には限りがある。
2. 当社は、カード使用者が事前申込を行った場合、申込操作完了後の画面に

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約

（前略）

第6条の2（カード使用者の問い合わせ窓口）

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、EXサポートダイヤルにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、エクスプレス予約HP上等に掲示する。

（中略）

4. EXサポートダイヤルでは、実務担当者から連絡を受けた場合、両社が別に定める方法で実務担当者であることを確認するものとし、その確認が取れた場合は「実務担当者」として対応するものとする。

（中略）

第9条（事前申込サービス）

1. 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める期間において、旅客営業規則に定める発売日（以下、「発売開始日」という。）の前に購入の申込（以下、「事前申込」という。）を行うことができるものとする。ただし、当社が必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがある。また発売開始日および列車あたりの事前申込の件数には限りがある。
2. 当社は、カード使用者が事前申込を行った場合、申込操作完了後の画面に

において、事前申込を受け付けた旨の通知を行うものとする。

3. 当社は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前10時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前10時以降順次、手続きを行うものとする。申込が成立したか否かの当社からの回答の通知は、第6条に基づき電子メール送信により行うこととする。

(注) 事前申込は、申込の成立を約束するものではない。

4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、申込が成立したか否かの通知をE Xサポートダイヤルから行う場合がある。

5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約が締結される。なお、発売開始日当日中に当社から通知が無い場合、カード使用者は、E Xサポートダイヤルに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

6. 事前申込の取消は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前10時に達する前までの間に無手数料にて行うことができるが、それ以降の取消はできない。

(以下略)

改定日 令和2年3月21日

において、事前申込を受け付けた旨の通知を行うものとする。

3. 当社は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前8時以降順次、手続きを行うものとする。申込が成立したか否かの当社からの回答の通知は、第6条に基づき電子メール送信により行うこととする。

(注) 事前申込は、申込の成立を約束するものではない。

4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、申込が成立したか否かの通知をE Xサポートダイヤルから行う場合がある。

5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約が締結される。なお、発売開始日当日中に当社から通知が無い場合、カード使用者は、E Xサポートダイヤルに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

6. 事前申込の取消は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に達する前までの間に無手数料にて行うことができるが、それ以降の取消はできない。

(以下略)

改定日 令和2年11月14日